

(後期高齢者医療)

長寿医療制度のお知らせ

長寿
医療

平成 21 年度の年間保険料の計算方法

1人当たりの額
均等割
43,143 円

+

被保険者本人の所得*に応じて負担
所得割
(平成 20 年の所得 - 33 万円) × 9.63%

=

1 年間の保険料
(限度額 50 万円)

* 所得とは

前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は所得に含みません。

■保険料の軽減

保険料の軽減を一部変更

平成 21 年度後期高齢者医療保険料の均等割の軽減内容が一部変更になりました。

平成 21 年度は、国の制度見直しにより、均等割が 7 割軽減となる方は、昨年度に引き続き 8.5 割軽減が継続されることになりました。

均等割の軽減

世帯の総所得金額等	平成 21 年度		平成 20 年度
	見直し後	見直し前	
33 万円以下	8.5 割軽減後 6,300 円	7 割軽減後 12,942 円	8.5 割軽減後 6,300 円
被保険者全員の年金収入がそれぞれ 80 万円以下で他の所得がない	9 割軽減後 4,300 円		
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数) 以下 単身世帯の方は、該当になりません。	5 割軽減後 21,571 円		
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数) 以下	2 割軽減後 34,514 円		

所得割の軽減

加入者本人の前年所得から 33 万円引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減されます。

被用者保険*の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者であった方は、加入から 2 年間に限り、所得割が全額軽減され、均等割が 9 割軽減になります。(平成 21 年度の年間保険料は、4,300 円)

* 被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)や組合管掌健康保険(企業
の健康保険)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。
国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

新しい保険証（被保険者証）に変わります

現在、使用している保険証は、7月31日で有効期限が満了となりますので、7月中に新しい保険証を送ります。新しい保険証がお手元に届いたら、古い保険証は廃棄してください。なお、新しい保険証は黄色です。住所や名前などに誤りがないかお確かめのうえお使いください。

今までの保険証（青色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39012109 北海道後期高齢者医療広域連合



新しい保険証（黄色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成21年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39012109 北海道後期高齢者医療広域連合

■医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担割合は、現役並み所得者*は3割、それ以外の方は1割です。新しい保険証には、平成20年中の所得により決定した、平成21年8月から平成22年7月までの窓口負担割合を、一部負担金の割合欄に記載しています。

なお、窓口負担割合は、有効期限内であっても所得や世帯構成に変更があった場合は、再判定し変更になる場合があります。

* 現役並み所得者とは

市・道民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯に属するの加入者のことです。ただし、下表に該当する方は、申請することにより1割負担となります。なお、申請日の翌月から適用されます。

同じ世帯の加入者数	要件
1人のみの場合	加入者本人の収入が383万円未満のとき
	同一世帯にいる70～74歳の方と加入者本人の収入の合計額が520万円未満のとき
2人以上いる場合	加入者の収入の合計額が520万円未満のとき

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の更新

減額認定証は、市・道民税非課税世帯の方が入院したときの医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在使用している減額認定証は、7月31日で有効期限が満了となります。8月以降も継続して使用する必要がある場合は、更新・申請手続きをしてください。

▶減額認定証は、世帯全員が市・道民税非課税の方に適用されます。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係